

令和7年 6月定例会

6月10日～6月27日
会期：18日間

■今回の議案は…

市長提出議案 14件

(報告案件 4件を含む)

議会提出議案 2件

市役所新庁舎の位置を南二日町広場とする条例案が否決となりました。

条例案が否決となりました。

議第47号 三島市の事務所の位置を定める条例案

老朽化した市役所の庁舎の建て替えにあたり、新たに建設する庁舎の位置を現在地から三島市南二日町に変更するものです。

三島市では、庁舎建設から60年以上が経過し、老朽化による修繕費の増加や、狭隘化、庁舎機能の分散化の課題を解決するため、南二日町広場に、新庁舎を建設することが検討されています。

市役所の位置については、条例で定めなければならないため、南二日町とする条例案が提出されました。しかし、*特別多数議決による採決の結果、賛成13人、反対8人、欠席1人で否決となりました。

質疑 新庁舎の建設コスト削減の考え方は。

答弁 現在の基本構想で示している概算事業費は、国の新常予算単価を基にしており、今後、基本計画や基本設計、実施設計などの作業において、建設コストの軽減を図る検討をさまざまな視点から実施する。

具体的には、建物の形状や構造、付帯設備などにおいて、仕様の検討や、安価に代替えが可能なアイデアなどを検討するとともに、多くの専門事業者等からも情報提供を受け、取り組んでいく。また、発注方式についても、民間資金の活用などコストダウンにつながるとされる手法について、更なる検証を重ねる。

質疑 市役所の移転は、中心市街地の空洞化に拍車をかけないか。

答弁 新庁舎整備に伴い生じる複数の跡地の利活用は、まちなかのさらなるにぎわいの創出や誘客をはじめとした関係人口の増加など、本市の飛躍的な発展につながるまちづくりの好機として捉えている。

具体的な取り組みは、新庁舎の整備地が決定した後の検討となるが、新庁舎整備基本構想における跡地等の有効活用に係る検証結果をはじめ、都市計画マスタープランなど、さまざまな計画等も総合的に勘案しながら「まちなか賑わいづくりビジョン」の策定を進めながら、跡地活用についても積極的に検討していく。

質疑 旧下田街道の交通渋滞対策はどうにするのか。

答弁 国道1号と市道南二日町中の島線では、特に通勤時の渋滞が見られるので、現状を調査するとともに、新庁舎整備後の交通需要等を予測する道路交通アセスメントを実施し、その調査結果を道路関係者や鉄道事業者とも共有し、地域の皆様を含めた関係者の御協力をいただきながら必要な道路整備を行っていく。

基本構想では、市道南二日町中の島線の丁字路となつている二日町駅入口交差点を新庁舎に進入する十字路に改良するとともに、南北の右折レーンを設置することとしている。また、国道1号から新庁舎敷地北東側の進入路についても、国土交通省と協議する中で整備していく。

質疑 市民の理解を深める、または合意形成のために、市はどのように説明してきたのか。

答弁 これまで9年かけて市民の意見を伺ってきた経過がある。令和6年5月の市民アンケートの実施前には、市内6地区に出向き、後流域の調査を実施し、有効な対策を行う。

質疑 南二日町広場付近の内水氾濫対策は。

答弁 現状における南二日町広場の雨水は大場川に排水しているが、新庁舎整備後も雨水貯留施設を経て、引き続き大場川に放流する。今年度、市道大社前南二日町線の国道1号北側付近の冠水対策として、雨水の集まる流域を調査し、既存の排水路の流下能力を調査した上で、有効な対策を実施し、国道1号南側についても、今後流域の調査を実施し、有効な対策を行う。

反対討論

- より一層の熟議、市による丁寧な説明、とりわけ中心市街地の周辺住民、南二日町周辺以南の関係する地域住民との双方向の議論と理解が不十分と考える。
- 地域ごとの住民の説明会もなく、住民の合意形成を欠いている。
- 早々に位置を決めるのではなく、今後の三島のまちづくりのビジョンを明確に示して、整備地を確定する必要がある。
- 100億円の箱物を建てることに議員は危機感を持つべき。
- 地盤、周辺整備、事業費などまだ不明瞭なことが多いため、しっかりとしたものを示してもう一度、再度審議すべきと考える。

賛成討論

- 1万人の市民アンケート結果は、南二日町を選択した人が61.3%であった。この市民意見は尊重すべき。
- 北田町で建て替えることも十分に検討されていた。北田町は建設費用、ライフサイクルコストも高くなり、また工期が6年もかかり、危険であることなどから、南二日町とする方が良い。
- 跡地活用により商業、観光、文化の交流拠点にすることはまちづくりのチャンスである。
- 未来の展開を見据えた都市構造の見直しにより、三島市が大きく飛躍するチャンスとなる。
- 限られた財源の中、費用対効果を見極めながら、行政サービスの質を落とすことなく、財政の健全性を維持する必要がある。

*特別多数議決とは…

市議会の議事は出席議員の過半数で決するのが原則ですが、法律に特別の定めがある場合は、賛成者の割合が加重されます。これを特別多数議決といい、市庁舎の位置を定める条例の制定・改正については、地方自治法第4条の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成者が必要となります。

なお、特別多数議決では、議長も賛否を表します。

